イーストとくしま「体験型観光」推進事業助成金(概要)



概要

徳島県東部圏域内(徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町、以下「域内」という。)の事業者が提供する「体験型観光コンテンツ」を組み込んだ旅行商品について、コンテンツにかかる費用及び、コンテンツを提供するために必要な域内交通事業者が提供する従たる移動手段(マイクロバス、タクシー等)にかかる費用に対して助成金を交付する。

商品設定期間

令和5年4月10日から令和6年3月22日までに催行する旅行商品

助成要件

- (1) 域内の事業者が提供する体験型観光コンテンツを盛り込んだ旅行商品であること
- (2) 原則として新規に造成し募集を開始する旅行商品であり、これまでに本制度の助成を受けたことがない商品であること。
- (3) 体験型観光事業者や交通事業者に対し本助成を利用する旨を事前に説明すること
- (4) 機構が用意するアンケート(様式第1号)を旅行者に実施すること
- (5) コンベンション (大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ) 、教育旅行、合宿等を組み込んだ旅行商品は対象外
- (6) 募集型企画旅行商品については、パンフレットを作成するか、ホームページに掲載し機構のロゴマークを表示すること
- (7) 旅行商品の催行にあたり、新型コロナウイルス感染症対策が取られていること

助成率及び上限額

体験型観光コンテンツに係る経費 1/2 (上限30万円) 体験型観光コンテンツの提供に必要な従たる移動手段に係る経費 2/3 (上限30万円)

その他

https://www.easttokushima.jp/etta/news/detail.php?id=572 申請様式等はこちらからDLできます

詳細は「イーストとくしま『体験型観光』推進事業助成金交付要綱」を確認すること 問合先:電話088-678-2811